

岩手県告示第211号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成23年3月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1(1) 処分をした年月日 平成23年3月3日
- (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 株式会社高善工務所
 - イ 主たる営業所の所在地 北上市和賀町長沼7地割18番地3
 - ウ 代表者の氏名 菅原勝男
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-19）第4475号
- (3) 処分の内容 土木工事業及びとび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成23年2月25日付けで土木工事業及びとび・土工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2(1) 処分をした年月日 平成23年2月25日
- (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社堀一ソイル工業
 - イ 主たる営業所の所在地 九戸郡九戸村大字山屋第4地割79番地
 - ウ 代表者の氏名 細川尚文
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-19）第9106号
- (3) 処分の内容 土木工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成23年2月16日付けで土木工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。